

平成31年度

入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン

平成31年3月

大阪市入札契約制度改善検討委員会

〇はじめに

大阪市における全庁的なコンプライアンスの取組みを強化するとともに、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上や徹底を図るため、本委員会では平成 27 年度から「入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定し、その実施状況等を検証した上で、その内容を次年度のアクションプランに活かしていくという、PDCA サイクルに沿った継続的・恒久的な取組みを行っている。

平成 30 年度アクションプランの取組みについては、平成 30 年 10 月 1 日時点の取組状況を検証し、取組みはおおむね順調との結果を大阪市入札等監視委員会へ報告した。しかしながら、過去の大阪市発注の電気工事の入札に関し、職員が価格情報を不正に漏えいしていた疑いがあるとして、平成 31 年 1 月、入札談合等関与行為防止法違反の疑いで、関係所属が検察庁による強制捜査を受け、同年 3 月、職員が逮捕される事態となった。全市的にアクションプランの取組みを実施してきた中で価格漏えいなどが行われていたのだとすれば、その存在意義が失われるほどの非常に由々しき状況である。

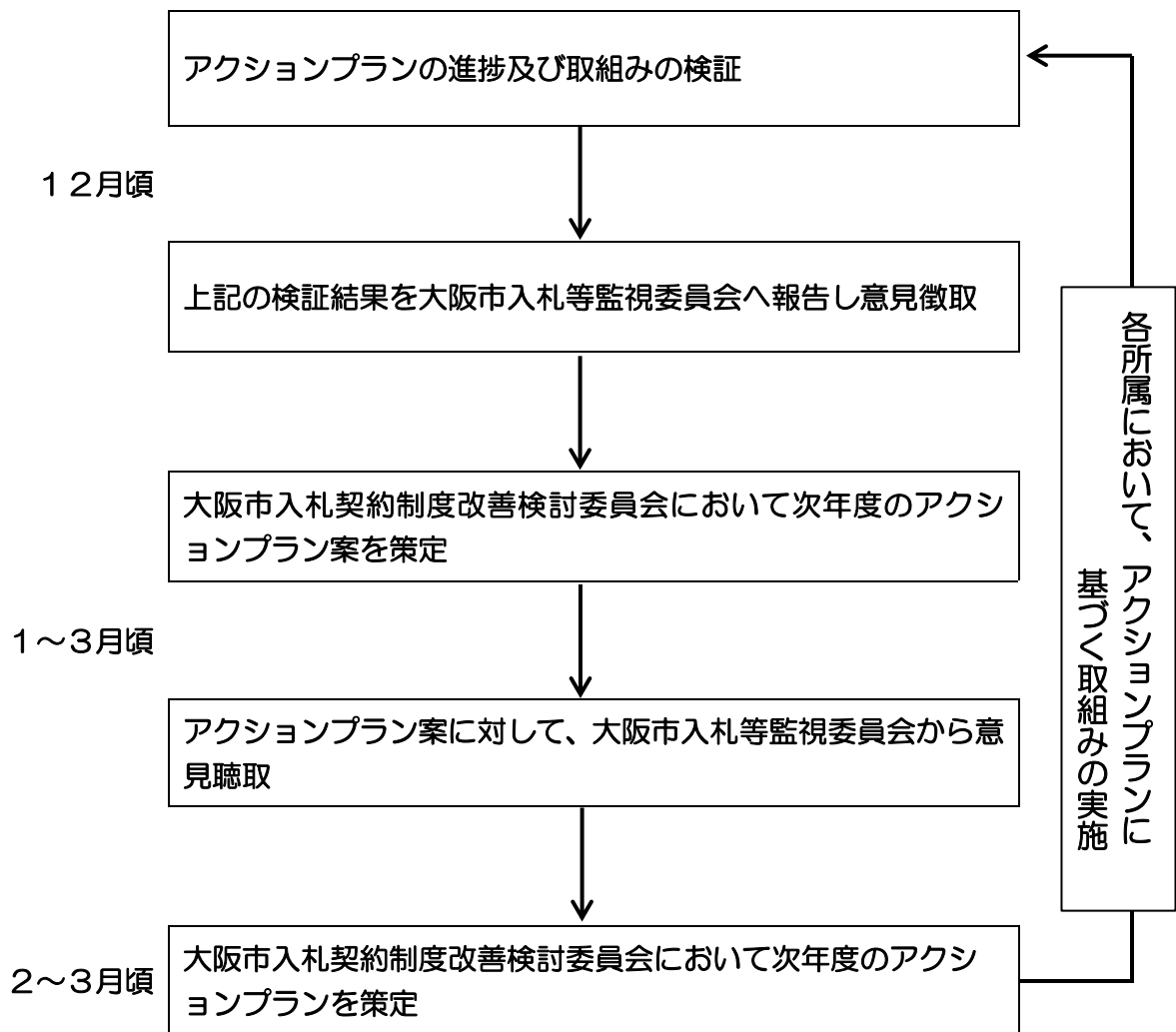
こうした状況も踏まえつつ、平成 31 年度アクションプランを策定したが、本件事案については現在も捜査中であるため、詳細が明らかになった時点で、原因に応じた再発防止策を改めて検討し、アクションプランに盛り込むこととする。

各所属においては、アクションプランの趣旨とその内容を十分に理解した上で、継続的に取り組んでいただきたい。

○入札契約事務コンプライアンス・アクションプランの作成方針

入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上あるいはその徹底について、継続的・恒久的に取り組むことが重要と考えることから、コンプライアンス・アクションプランについて、次のとおり、年度ごとに策定及び検証を行う。

作成方針イメージ



【所属一覧】

区	局・室
北区役所	副首都推進局
都島区役所	市政改革室
福島区役所	I C T戦略室
此花区役所	人事室
中央区役所	都市交通局
西区役所	政策企画室
港区役所	危機管理室
大正区役所	経済戦略局
天王寺区役所	中央卸売市場
浪速区役所	総務局
西淀川区役所	市民局
淀川区役所	財政局
東淀川区役所	契約管財局
東成区役所	都市計画局
生野区役所	福祉局
旭区役所	健康局
城東区役所	こども青少年局
鶴見区役所	環境局
阿倍野区役所	都市整備局
住之江区役所	建設局
住吉区役所	港湾局
東住吉区役所	会計室
平野区役所	消防局
西成区役所	水道局
	教育委員会事務局
	行政委員会事務局
	市会事務局

※ は、大阪市入札契約制度改善検討委員会の構成局（以下「委員会構成局」という。）を示す。

○平成 31 年度の具体取組み

I コンプライアンス確保のための体制整備

1 入札情報の管理徹底

取組内容		取組所属
① 設計価格等に関する情報管理の徹底（情報漏えい防止）		
	<ul style="list-style-type: none"> 各局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の再点検 情報管理強化の継続検討 設計部門における情報管理のあり方に関する検討 	委員会 構成局
	<ul style="list-style-type: none"> 「一般競争入札事務処理マニュアル」の遵守（予定価格調書作成ルール（作成時期・複数職員・封印後金庫内施錠保管）等） 	全所属
② 不当圧力の阻止 ※関係業者等との対応，不法不当な要求への対応，暴力団排除対策，不適正契約の禁止，入札談合等の対応		
	<ul style="list-style-type: none"> 「公正契約職務執行マニュアル」の遵守 「公正契約職務執行マニュアル携帯版」の活用 	全所属
③ 書類審査時における入札参加者の秘密保持の徹底 ※電子化されていない技術提案書等の審査時におけるマスキングの徹底など		
	<p>【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「業務委託契約における総合評価一般競争入札（政策提案型）ガイドライン」の遵守 「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」の遵守 「大阪市公共工事総合評価落札方式試行ガイドライン」の遵守 <p>（参考） 外部有識者による審査の原則を徹底（プロポーザル方式による業務委託契約）</p>	全所属

2 不正行為や不当圧力の排除

取組内容		取組所属
① 発注者綱紀保持のあり方に関する再検討		
	・発注者綱紀保持のあり方に関する再検討	契約管財局
② 外部者（元市職員を含む。以下同じ。）の執務室内立入禁止の徹底		
	・外部者の定義及び統一的な取扱いの検討	契約管財局
	・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守 ・執務室等への周知ポスターの掲示	全所属
③ 録音録画装置の設置・運用		
	・「録音録画装置設置運用要綱」等の遵守	委員会 構成局
④ 不当圧力対応の記録の義務化		
	・「要望等記録制度」（政策企画室）の遵守 ・「団体との協議等のもち方に関する指針」（政策企画室）の遵守 ・「説明責任を果たすための公文書作成指針」（総務局）の遵守 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守	全所属
⑤ 発注者綱紀保持に関する取組みの周知 ※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知		
	・効果的な周知方法の検討	契約管財局
	・執務室等への周知ポスターの掲示	全所属
⑥ 再就職者による働きかけの禁止の周知 ※職員の退職管理に関する条例第3条第2～4項、地方公務員法第38条の2第7項		
	・効果的な周知方法の検討	契約管財局
	・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守 ・執務室等への周知ポスターの掲示	全所属
⑦ 職場における関係業者等との対応のルールの遵守 ※オープンスペース・複数職員対応・団体要望対応（協議）		
	・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守	全所属
⑧ 不当要求行為・クレーム対応ルールの遵守		
	・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守 ・「不当要求行為・クレーム対応マニュアル」（総務局・政策企画室）の活用	全所属

3 知識の習得及びコンプライアンス意識の醸成

取組内容		取組所属
① 契約事務研修の実施		
	・ 職員の階層や属性に応じた契約事務研修及びコンプライアンス研修の実施	契約管財局
② 所属における知識の蓄積、継承		
	・ 各所属の実情に応じた、契約事務に関する知識の蓄積や継承	全所属

契約事務研修について

契約管財局は、入札契約事務に携わる職員に対して、契約事務に関する知識の習得や、入札契約事務のコンプライアンス意識の醸成を図ることにより、事務手続の適正性を確保し、不正・不適正事案を未然に防止することを目的として、入札契約事務コンプライアンス研修を実施する。

まず、来年度の年度当初に全所属長に対して、コンプライアンス研修を実施し、組織全体へのコンプライアンス意識の醸成と浸透を図っていく。

長期在職者については、平成 30 年度、新たに各所属 1 名という形ながらも数値を挙げた上で、コンプライアンス研修の受講を促した。今後も、契約事務研修未受講者に対する受講の勧奨などの取組みを通じて、幅広く受講者を募っていく。

さらに、コンプライアンス研修だけではなく、実務者に対する研修についても、基礎的内容をはじめ、具体的な事例を紹介するなどの実務に即した形での研修をテーマ別に実施し、研修の充実を図る。

また、契約には直接携わらなかったとしても、発注案件の価格情報を知りうる立場にある設計担当部門の職員に対しても、コンプライアンスの重要性を再認識させるための研修の実施を検討する。

平成 31 年度実施分（予定）

・ 契約管財局実施の研修【職段階別研修】

実施時期	対象者	実施内容
平成 31 年 4 月～5 月	所属長	コンプライアンス
平成 31 年 6 月～7 月	契約業務の初任者	契約事務・コンプライアンス (基礎的内容)
平成 31 年 8 月～9 月	監督職員（工事）	契約事務・コンプライアンス
平成 31 年 11 月	契約業務の実務者 長期在籍職員等	コンプライアンス

平成 31 年 11 月～12 月	契約業務の実務者	契約事務（テーマ別）
随時	全職員	eラーニング研修（契約事務・コンプライアンス）

・その他の所属実施の研修【契約管財局職員を講師として派遣するもの】

各所属からの要望に応じて実施

（参考）平成 30 年度実績

・契約管財局実施の研修【職段階別研修】

実施時期	対象者	実施内容
平成 30 年 4 月～	全職員	eラーニング研修 （コンプライアンス）
平成 30 年 5 月～	所属長	eラーニング研修 （コンプライアンス）
平成 30 年 6 月 5 日	課長級職員	コンプライアンス （外部講師：弁護士）
平成 30 年 6 月 21 日 平成 30 年 6 月 22 日	契約業務の実務者 （初任者向け）	契約事務・コンプライアンス
平成 30 年 9 月 20 日 平成 30 年 9 月 21 日	監督職員（工事）	契約事務・コンプライアンス （外部講師：国土交通省担当官）
平成 30 年 12 月 4 日 平成 30 年 12 月 5 日	契約業務の実務者	契約事務（テーマ別）
平成 30 年 12 月 19 日	契約業務の実務者	コンプライアンス （外部講師：公正取引委員会担当官）

・その他の所属実施の研修【契約管財局職員を講師として派遣したもの】

実施時期	対象者	実施内容
平成 30 年 7 月 11 日 平成 30 年 7 月 12 日	福島区役所職員	契約事務・コンプライアンス +
平成 30 年 8 月 17 日 平成 30 年 8 月 22 日	建設局職員 （課長級以上）	
平成 30 年 10 月 3 日 平成 30 年 10 月 9 日 平成 30 年 10 月 10 日	港区役所職員	所属からの要望に応じた内容

Ⅱ 不正の端緒の早期把握と迅速かつ統一的な対応

取組内容		取組所属
① 談合等不正行為に関する情報への対応（入札談合の疑義案件の調査）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市談合情報等対応マニュアル」に基づき実施（関係職員・業者に対する事情聴取、不自然な入札（疑義案件）の調査、各所属の対応について契約管財局に報告、契約管財局を窓口として関係機関へ報告 など） ・談合防止について事業者への周知（契約管財局で作成） 	全所属
② 不自然な入札（疑義案件）の分析・研究		
	<ul style="list-style-type: none"> ・疑義案件の分析 ・大阪市入札等監視委員会に報告 ・疑義案件・不正入札の継続的な研究 など 	契約管財局
③ 建設業法違反等不正行為に関する情報への対応 ※建設業法違反・公共工事前払金使途違反などの不法行為の調査		
	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市建設業法違反事案等対応マニュアル」に基づき実施 ・「大阪市施工体制確認マニュアル」に基づき実施 ・関係法令遵守の事業者への周知（契約管財局で作成） 	全所属
④ 大阪市発注の業務委託契約における最低賃金違反に係る情報への対応		
	・「最低賃金に係る情報の提供に関する取扱い」に基づき実施	全所属
⑤ 各所属の契約における不適正事務等の把握・対処		
	・各所属に対する契約事務調査の実施（契約事務審査会の実施状況等）	契約管財局
	・契約事務審査会での入札・契約事務における不適正事案の把握・報告	全所属

Ⅲ 不正が起きにくい入札契約制度の構築

取組内容		取組所属
① コンプライアンス監視機能の強化		
	・大阪市入札等監視委員会への入札契約制度やコンプライアンスに関する取組みに関する報告	契約管財局
	・契約事務審査会における契約事務手続の検証	各所属
② 設計情報に関する公表の推進		
	・「入札契約情報管理ガイドライン」に基づく情報公開の実施	委員会 構成局
③ 不正に価格を探ろうとする行為の防止		
	・電子入札における予定価格等への無作為係数の効果検証	契約管財局
④ 契約手続漏れの防止		
	・契約締結前に手続きの漏れがないか、事前に確認	全所属

Ⅳ その他

取組内容		取組所属
① 不正・不適正事案及び他団体の取組み事例の調査研究		
	・本市事案における刑事裁判、懲戒処分事案、定期監査結果、大阪市公正職務審査委員会勧告その他不正・不適正事案の調査結果における指摘に対する改善状況のチェック ・他の発注機関における先進的な取組み事例や、刑事裁判、官製談合事件や不適正随意契約事案などのチェック	契約管財局
② 定期的な人事異動の実施		
	※「公正契約職務執行マニュアル」に記載あり ・価格漏洩など不正行為疑念払拭のため、業者等の利害関係者と接点のある職場について、定期的な人事異動を実施 ・異動先が限定される専門的職種等、定期的な人事異動が困難な所属については、長期在籍職員に対して研修受講への促進等を行い、研修を通じてコンプライアンス意識を徹底	全所属
③ 相談対応の機能強化		
	・相談対応制度の継続実施及び利用促進（職員研修時のPR、制度改善、課題解消事案の情報発信）	契約管財局

〇おわりに

冒頭にも述べたとおり、今年度末に、職員が入札に関する価格情報を不正に漏えいしていた疑いがあるとして、検察庁による強制捜査を受け、職員が逮捕されるという市民の信頼を失う事態となった。本件に関する捜査は未だ続いているところではあるが、捜査の進展を見据えながら、実効性のある再発防止策を講じていくことが必要である。

こういった重大な事案のみならず、「不適正な契約上の事務処理」を行えば、懲戒処分の対象となる。それだけではなく、職員個人に対する損害賠償請求や求償の対象となる場合もあり、悪質なケースでは刑事責任を問われる場合もある。

条例や規則、ガイドラインなどの制度を構築するだけでなく、一人ひとりの職員がその意味を理解し、自らのものとして職務に活かしていかなければ、いつかは緊張感がうすれ、意識の風化や、取組みの形骸化を招きかねないとの認識のもと、今後ともアクションプランの取組みを継続的に実施し、入札契約事務にかかる職員のコンプライアンス意識の醸成を図っていく必要がある。

このため、コンプライアンス意識の向上や徹底を図るためには、個々人の良心に委ねるだけではなく、システムとして不適正な処理が行われないような仕組みを組織として有していることも重要である。そのような観点も踏まえ、上司、部下職員ともに確認作業や事務手続が形骸化していないか、単なる作業となっていないかなどといった厳しい視点で自らを振り返ることが重要である。

本委員会としては、入札契約に関する不祥事がこれ以上繰り返されることのないよう、本アクションプランの取組み内容の周知を徹底して、組織全体で取組み内容を理解し、実効性を高めていくとともに、“市民の疑惑や不信を招くような行為は絶対にしない”ということを職員一人ひとりが肝に銘じて行動することを強く求めるものである。